（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省の一部改正）

第二条　第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） **第二条**　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ㈠　（略） ㈡　犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。 (ｲ)～(ﾊ)　（略） ㈡　運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。 (4)～(6)　（略） ハ　（略） 二～五　（略） 六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 イ～ハ　（略） ニ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。 ホ～リ　（略） 七　その他動物の愛護及び適正な使用に関し必要な事項 イ～テ　（略） ア　販売業者にあっては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。	（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） **第二条**　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ㈠　（略） ㈡　犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。 (ｲ)～(ﾊ)　（略） ㈡　運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。 (4)～(6)　（略） ハ　（略） 二～五　（略） 六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 イ～ハ　（略） （新設） ニ～チ　（略） 七　その他動物の愛護及び適正な使用に関し必要な事項 イ～テ　（略） （新設）